

保育提供体制の確保のための実施計画について

上記の件について、次のとおり確認を求めます。

令和８年８月５日

提案理由

国が行う財政支援に関する新たな実施方針が示され、令和８年度以降は、補助事業のうち、国が指定する事業（保育提供体制の確保のための財政支援の対象となる事業）については、国への申請に先立ち、子ども・子育て会議等で確認・承認を得ることが必要となりました。

今般、「保育提供体制の確保のための財政支援に関する実施方針」に基づき、地域の課題に応じた保育提供体制確保の対策に必要な財政支援を受けるため、「保育提供体制の確保のための実施計画」について本審議会に報告の上、確認をいただくものです。